

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長

( 公 印 省 略 )

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法による住民基本台帳事務への影響に関する質疑応答について

父母の離婚後の子の養育に関する民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が、令和6年5月24日に公布され、公布の日から2年以内に施行される予定です。

これを踏まえ、今般、当該改正法による住民基本台帳事務への影響に関する質疑応答を下記のとおり作成しましたので通知します。

なお、本質疑応答は、法務省民事局参事官室から送付された別添のとおり、父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議幹事会においてとりまとめられたQ&A形式の解説資料（行政手続・支援編）にも掲載されておりますので、併せてお知らせします。

都道府県においては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

(問) 離婚後の父母双方を親権者と定めた場合において、未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等の届出について、その双方の同意を必要とするのか。

(答) 未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等に係る届出については、現行の共同親権である婚姻中の場合であっても市区町村において、転入・転出等の事実や、現に届出を行っている者の代理権等（委任状や法定代理権など）を確認してその処理を行っており、その際に、父母双方の同意は求めている。この取扱いは、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても同様である。

(問) 住民票に関するDV等支援措置に関し、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合において、DV等を受けたどちらかの父母と同居する子について、別居するもう一方の父母の同意がなくても、支援措置を実施することはできるのか。

(答) 住民基本台帳事務においては、DV等の被害者の相手方が、住民票の写し等の交

付を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止するDV等支援措置を実施している。DV等を受けたどちらかの父母が、子とともに同一の住所に避難している場合に、もう一方の父母が、DV等を受けた父母の住所を探索する目的で、子の住民票の写しの交付の申出等を行うおそれがあると認められる場合には、当該子についても支援措置を実施することとしている。この支援措置は、婚姻中の父母双方が親権者である場合か、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合かに関わらず、当該DV等を受けた父母の住所を秘匿するために当該子に対する支援措置の必要性が認められる場合には実施することができる。

**【担当】**

総務省自治行政局住民制度課

手塚係長、渡邊事務官、釘宮事務官

TEL : 03-5253-5517 (直通)

令和7年9月30日

関係府省庁等 各位

法務省民事局参事官室

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）に関するQ&A形式の解説資料の活用をお願い

「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下「改正法」といいます。）は、公布の日（令和6年5月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する民法等の規定を見直すものであり、離婚当事者やその子らといった当事者はもちろん、それらに関わる方々にも影響を与えるものです。

このような観点から、この度、父母の離婚後の子の養育に関する改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議において、改正法の施行後に疑問が生じ得る具体的な場面を念頭においたQ&A形式の解説資料（民法編及び行政手続・支援編。以下、「解説資料」といいます。）が取りまとめられたところです。なお、御承知のとおり、解説資料の在り方については検討が続けられており、今後も必要に応じて改訂等がされる予定です。

法務省においては、解説資料をウェブページにおいて紹介しておりますが（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00357.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)）、引き続き解説資料を活用した周知・広報の在り方を検討してまいります。

関係府省庁等におかれましても、改正法の施行後も適切な運用が行われるよう、解説資料の積極的な活用等、関係機関等への情報提供等への御協力をお願い申し上げます。